平成２４年（フ）第２号
宮崎県日向市東郷町山陰戊169番地
債務者　若杉　哲史
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第８号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末8600番地69町営住宅51棟６号
債務者　山口裕美子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２３号
宮崎県延岡市大野町1376番地
債務者　木下　瑞穂
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２号
鹿児島県霧島市隼人町真孝2105番地７
債務者　野村　尚子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
鹿児島県霧島市国分新町1749番地３
債務者　福留由加里（旧姓荒武）
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１号
鹿児島県曽於郡大崎町假宿2022番地　旭ヶ丘住宅７号、前住所鹿児島県志布志市志布志町帖3305番地３
債務者　有村　美雪（旧姓道添）
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
鹿児島県志布志市志布志町安楽1394番地４
債務者　竹島　信郎
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第４号
福島県郡山市富久山町久保田字大原52番地の17
債務者　髙嶋久美子（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
福島県郡山市久留米５丁目157番地の５　Ｃ棟
債務者　根本　麗子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
福島県須賀川市岩作１番地14
債務者　小野ミイ子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第６号
長野県上田市長瀬2774番地14　サンワハイツ202号、前住所長野県東御市下之城854番地１
債務者　渡邉美奈子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第３０号
埼玉県川越市大字並木86番地12、前住所埼玉県川口市前川４丁目20番19号
債務者　甲賀　初江
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１０号
富山市呉羽町3680番地
債務者　野口　永二
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６５号
千葉県松戸市栄町８丁目627番地　松戸市営栄町住宅315号
債務者　井芹　幸司
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７９号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷９丁目13番38号
債務者　鈴木　雅之
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８０号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷９丁目13番38号
債務者　鈴木　真由
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第９０号
千葉県柏市酒井根５丁目９番25号　メゾンドール天王前202号
債務者　門倉　紀子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６５号
北九州市若松区大谷町20番18号
債務者　高塚　誠嗣
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部